

補装具費支給制度における令和6年制度改定の検証及び適正化を求める意見書の提出について

国においては、令和6年に同制度について運用の見直しが行われ、手続きの整理や対象範囲の明確化等が図られたところであるが、近年の継続的な物価高騰は、国民生活に広範な影響を及ぼしており、特に身体障がい者の日常生活及び社会参加に不可欠な補装具の製作・修理・更新に要する費用にも影響が及んでいる。

補装具には、義肢（義手・義足）のほか、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、下肢・体幹装具、補聴器、歩行補助具等、多岐にわたる種類があり、いずれも身体機能の補完や日常生活の維持、就労・社会参加の基盤として重要な役割を担っている。

これらの補装具は、個々の身体状況に応じた高度な個別対応が必要であり、材料費や人件費の上昇は、製作・修理費用に直接的に影響を及ぼす構造となっている。その結果、現行制度における基準額との乖離が指摘され、必要な補装具の更新が遅れる事例も懸念されている。

一方で、補装具費支給制度は国民全体の負担により支えられているものであり、その安定的な運用を維持するためには、制度の公平性・効率性及び持続可能性の確保が不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な対応を講じるよう強く要望する。

記

1. 物価高騰の実態を踏まえ、義肢（義手・義足）をはじめとする補装具全般の基準額について、適正な見直しを行うこと。
2. 車椅子、電動車椅子、座位保持装置、全ての補装具類等の補装具についても、実態に即した支給水準となるよう必要な見直しを行うこと。
3. 利用者の身体状況や生活環境の変化に応じ、修理・更新が適時適切に行えるよう、柔軟な制度運用を図ること。
4. 地域や事業者間における供給体制に格差が生じないよう、製作・修理体制の安定化及び人材確保策を推進すること。
5. 制度の公平性・透明性を確保しつつ、将来にわたり持続可能な補装具支援制度の構築を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	森 英介	}	宛
参議院議長	関口 昌一		
内閣総理大臣	高市 早苗		
厚生労働大臣	上野 賢一郎		